**留意事項**

**○　今回の照会は、令和７年度の追加事業計画の要望照会となります。**

○　交付等要綱・要領により事業要件を必ず御確認ください（主な要件等は以下のとおり）。

●　事業推進対象面積は愛知県全体で1,111haです（国より指定）。

**対象は、野菜、果樹、花きの園芸施設の農業用ハウスのみ**となります。

●　取組主体は、「園芸産地における事業継続計画」を策定し、ハウスの補強等を行

う助成対象農業者は個々の経営体で「事業継続計画」を策定することになりま

す。

●　令和５年度から、**ハウスの補強等を行う農業者も、収入保険の加入が必須ではなくなりました**が、事業申請時における収入保険の加入率が採択ポイントとなっています。

●　取組主体の事業申請時点での、園芸施設共済や損害補償保険等の加入率が採択

ポイントとなっています。

●　**非常用電源の導入台数について、１戸あたり最大で１台までの共同利用となり**

**ます。**

**●　令和４年度事業から、農業用機械等のリース導入ができることとなりました。**

　　　様式等の詳細については、現在県へは未達です。要望がある場合は、速やかに

ご照会ください。

　●　**令和６年度事業から**、農業用ハウス強靭化緊急対策事業にて補強を実施したハウスにも、**当初想定し得なかった災害について、新たにＢＣＰに対策を位置づける場合は補助対象**となりました。

　●　令和６年度事業から、農業用ハウス強靭化緊急対策事業にて、補強を行った助成対象者についても、**令和３年度以降に新たに新設されたハウスであれば、補助対象となりました。**